

地区別市政懇談会 当日質疑応答用紙一覧 上地区
 平成27年8月6日(木) 上公民館
 総合計画に対する質疑応答について

	質問内容	当日の回答	回答者	補足、現在の状況・今後の対応等	
1	<p>上地区活性化計画があって、上地区の中で色々検討して市に提案していった。27年で終わりになるようになっていっている。5本の柱で始めて、市のリーディングプロジェクトで検討をし、5つの柱に小柱を作って実施計画という形で地域がやるもの、行政がやるものとして年度ごとに計画されていた。その進捗状況や進行管理、検証をプロジェクトでやっているのか。その結果が出てきたならば、今後の上地区まちづくり計画に取り入れるものがあつたのかどうか。前期基本計画の中で事業計画になっている施策があるが、それを継続していくものが何点かあるはずなので、それらを考えながら、新しい施策を考えたかどうか。</p> <p>プロジェクトを組んでいる各部署の中には、一生懸命の部署と積極的でない部署があるようだ。そういうことがないようにしてほしい。進めるのであれば、情報を流しながらやっていただきたい。</p>	<p>総合計画前期計画に合わせる形で上地区活性化計画を平成24年に策定しました。それ以降活性化計画に沿った形で進めてきた事業、達成できなかった事業もあります。一つ一つは多岐にわたるので、細かいのですねべて言えませんが、主なものとして、乗合自動車の自主運行、鳥獣被害がすくないニンニクの栽培、市民農業塾で6人の新規就労者に対する支援、里地環境型住宅等を実施してきました。こういったことを踏まえて、この後の上地区活性化計画については、地域の人と情報交換をしつつ、今後の展開等について相談させていただきたい。現行計画から新たに加えるもの、はずすものもあると思います。</p> <p>部署により熱意を感じられないという指摘がありました。思うように進捗が図れないという状況もありますが、それぞれの部署が地域の支援を一生懸命できるようにしていきたいと考えております。</p> <p>また、今日示したのは素案ということで具体的な事業を示しているわけではありませんが、年内を目処に素案から一歩進んで計画案を策定するので、御意見いただければと思います。</p>	企画課長	<p>12月に総合計画後期基本計画案をお示しし、パブリックコメントを実施しました。その結果を反映し、4月から総合計画後期基本計画をスタートさせる予定です。</p>	企画課

2	<p>まちづくり計画の中で特区が施行されて丸1年たった。当初バラ色の説明を聞いていた。9ヘクタールぐらいの対象の土地があり、300平方メートルで300軒の住宅が建つという計算の話聞いていた。実情何件申請があって、何軒建ったのか。まちづくり計画の現状と課題のなかで、3番目に「地域の実情に応じた支援をすすめる必要がある」と書かれているが、我々はどうしたらいいのか、見えてこない。都市計画法の線引きにより、簡単にいかないことは十分に承知している。何年か前の説明で、都市計画法の目的は、開発を抑えるための法律なので、一回決まったものを崩すのは容易ではないと聞いた。ただ、こつこつやっていると、言わなければあきらめたと思われる。上地区まちづくり計画の中で皆さんが苦勞して作られた特区について、もっと利用するというものを載せてもらいたい。</p>	<p>特区ということで話があったが、特別区を作ったわけではなく、開発許可制度の中で許可制度を新設したものです。9.4ヘクタールという数字について、市が、利用可能な候補地から概算的に算出した数字で、崖や急傾斜地もあるので、9.4ヘクタールがすべて土地利用できるわけではありません。5月の広報にも上ちゃん号の記事と一緒に、さと地共生住宅開発許可制度ということで、掲載しました。幅員4メートル以上の道路に2.5メートル以上接し、3ヘクタール以上の中に10戸以上の敷地がある、または50メートルを超えない間隔で、50戸以上の家が立ち並んでいる場合、1敷地300平米以上あれば土地利用が可能という制度になっています。実績については、25年、26年、27年でそれぞれ1件ずつであり、現在、2件ほど相談に来ています。徐々に増えている状況です。</p>	<p>開発指導課長</p>	<p>当日の回答と同じ。</p>	<p>開発指導課</p>
---	--	--	---------------	------------------	--------------

3	<p>行財政改革の推進の中で、「財産の有効活用と未収金対策の強化」の効果額が目標4億円に対し、実績が12億円という3倍の実績になっている。「未収金の対策強化」は何年前から謳われているものなのか。また、現在の実態と、今後の対策強化について聞きたい。</p>	<p>行政として常に努力を継続しているものであり、全庁的な体制による夏期特別滞納整理や差押え・公売にも取り組み、滞納繰越額の削減として6億1千万円の効果を上げています。また、税外の未収金については組織的に一元的な対応を図っています。</p> <p>このほか、財産の有効活用や放課後児童ホームの見直しなどを含め、歳入面の改革で12億円の効果額となっています。</p>	行政経営課長	滞納繰越の削減額はH28.1.1時点で約9億1000万円の効果を上げています。	行政経営課
		<p>平成26年度末現在の未収金の現状は約38億2000万円となっており、平成25年度末から約4億6000万円圧縮しております。</p>	財政課課長代理(財政担当)	当日の回答に同じ。	債権回収課
4	<p>特区ではないという話があった。26年の4月に条例で制定されたと思っている。上地区を特別な調整区域の中で特別に住宅が建てられるように措置をしたのではないのか。条例については、秦野市全域を対象にしているということは分かるが、上地区を活性化させるために、条例制定をしたのではないのか。</p>	<p>開発許可制度に伴う制限解除をするための許可を上地区だけに限定していますが、特別区を作っているわけではありません。</p>	開発指導課長	<p>特区という言葉は、一般に「国家戦略特別区域」や「構造改革特別区域」などを略して「国家戦略特区」や「構造特区」などと使われていますが、それらに該当する特区ではないという意味です。</p> <p>ただし、上地区を限定した「特別な区域」として扱う意味では、特区としても間違いではありませんが、誤解を与える表現を避けるため、特区ではないとしたものです。</p>	開発指導課

5	<p>公共施設再配置の後期実行プランの中で、老人いこいの家を地域での自主運営を目指すとなっている。上段に継続する取組みとあるが、抽象的なので、どういう方向性なのかを聞きたい。</p>	<p>継続する取組みになっているものは、前期実行プランの中でシンボル事業として位置付けたもので、それを引き続き取り組んでいきたいと考えています。児童館や老人いこいの家など木造平屋の小さな施設を、持続可能なものとしていくために、地域の力で運営できないかというのが、発端となっています。理由として、公共施設再配置計画では、40年間で公共施設の床面積を38%減らす計画です。床面積を減らしながらも大事な機能を維持していくためには、今のように公共施設がばらばらに存在するのではなく、小中学校を中心としたエリアに集めていかざるを得ません。地域の身近なところにある、児童館や老人いこいの家については、このエリアから遠い場所になってしまうので、地域の中で自分たちの力で維持していきたいという地域があれば、それを地域に委ねようとする考え方です。老人いこいの家については、今も地域の方に指定管理者となって運営してもらっているところもあります。沼代児童館は具体的に話をさせていただいているところですが、児童館の機能を一部残しながら、自治会館としての運営ができないだろうかということを、意欲のある地域の方と協議をしている段階となっています。</p>	<p>公共施設再配置推進課長</p>	<p>当日の回答に同じ。</p>	<p>公共施設再配置推進課</p>
---	---	---	--------------------	------------------	-------------------

<p>6</p>	<p>市内に7棟、老人いこいの家があるがどういう方向なのか。いつまでに移譲する予定なのか。平成28年から32年の間で市の所有から移譲するのか。</p>	<p>移譲に向けて具体的な話をしているところとして、鈴張荘、ほりかわ荘が移譲に向けた話し合いをしている状況です。今までの状況との違いは、運営は同様の取組みが継続されますが、建物の所有権は市がもたない、あるいは市は建て替えをしないというところが大きい違いとなります。不動産の所有権を持つためには、自治会が法人化される必要がありますが、鈴張荘については、地域の自治会が法人化に向けた動きを取っている状況です。様々な条件が整うことで、移譲が可能となります。今の指定管理者は地域の皆様が主体となっている委員会なので、移譲されると指定管理者という名称ではなくなりますが、同様の枠組みのなかで役割分担をしながら、運営していただくこととなります。移譲については、市から強制することはできません。意欲のある地域、条件の整った地域は移譲を進めていくという形になります。それができない地域は、老人いこいの家は一度修繕をしたので、表面上はきれいですが、法定の耐用年数は過ぎていくものが多いので、当面の間は、使えるところまでは使っていきますが、その先については市で建て替えをすることはないという計画となっています。大きな修繕が発生したり、大きな費用が生じた場合、閉鎖も検討することになります。</p>	<p>公共施設再配置推進課 長</p>	<p>すずはり荘については、地元自治会との協議が整ったため、建物を譲渡し、平成28年4月から自治会館として活用していただくことになりました。現在、ほりかわ荘についても協議を進めているところではあります。不動産の所有権を持つためには、自治会が法人化される必要があります。様々な条件が整うことで、移譲が可能となります。今の指定管理者制度は地域の皆様が主体となっている委員会なので、移譲されると「指定管理者」という名称ではなくなりますが、同様の枠組みのなかで役割分担をしながら、運営していただくこととなります。移譲については、市から強制することはできません。意欲のある地域、条件の整った地域は移譲を進めていくという形になります。それができない地域は、老人いこいの家は一度修繕をしたので、表面上はきれいですが、法定の耐用年数は過ぎていくものが多いので、当面の間は、使えるところまでは使っていきますが、その先については市で建て替えをすることはないという計画となっています。</p>	<p>公共施設再配置推進課</p>
----------	---	--	-------------------------	---	-------------------

当日の質疑応答について

	質問内容	当日の回答	回答者	補足、現在の状況・今後の対応等	
7	<p>家の近くに小さな公園がある。その公園の管理を市のアダプト制度で道路管理課より委託されて、近所の方とボランティア活動として管理をしている。活動の報告を毎年4月に提出することになっているが、提出する方法が書面、FAX、メールとなっているが、私はメールで提出している。メールには、「確認したら返信を戴きたい」旨書いて送信しているが、5年間一度も返信はない。返信をしないというような制約はあるか。なければマナーというか礼儀というか返信をいただきたい。書面さえ届けばいいという姿勢がうかがえる。市民の気持ちを見失うことのないようお願いしたい。</p>	<p>メールへの返信がなかったということで、大変申し訳ありません。送られてきたメールには、必ず返信するよう全庁的に周知を図りましたが、不徹底でした。再度、全庁的に注意を促したいと思います。</p>	<p>広聴相談課長</p>	<p>メールへの対応について、全庁的な周知を図りました。今後も、定期的に周知を図り、職員の対応改善に努力してまいります。</p>	<p>広聴相談課</p>

8	<p>自治会の加入率は、上地区では90%で決して低いとは言えない。自治会の活動は、親睦を深めるというだけでなく、自治会費を使って地域のために色々出費をするという事業がかなりあるが、非自治会員はいわゆるタダ乗り状態になっている。自治会に入らないほうが、経済的にも時間的にもいいという風潮が出てくる可能性がある。例えば、市の方で自治会に入らない人は市民税を多少あげるとかペナルティを考えないと加入率は低くなって当然だと思う。市役所の考えでは今のままでいいという考えなのか、加入率の改善のために具体的な構想を持っているのかそこを聞きたい。</p>	<p>自治会の加入率は、低い状態で横ばいとなっています。上地区は93.6%で、一番低い大根地区は学生などが多いこともあって50%を割っています。加入率の改善を地域まちづくり計画の中でも位置づけをしているところもあります。地域ごとに加入されない事情も違うので、市としても一緒に考えていきたいと考えております。ただ、先ほどの話の中のペナルティをというのは、難しいと思います。入っていただくことのメリットを感じてもらい、自治会に入る意味を理解してもらいことも重要です。高齢になった役員を回りが助け、役員をやらなくていいような状態も目指していきたい。なかなか特効薬はありませんが、自治会連合会でも常に課題になっているので、話し合いをしながら、ひとつずつ進めていきます。先進の事例についてもチェックし、秘策があるところがあれば勉強していきたいと考えております。</p>	<p>くらし安心部長</p>	<p>当日の回答と同じ。</p>	<p>市民自治振興課</p>
---	--	---	----------------	------------------	----------------